

山梨県知事 長崎幸太郎

一 測量の種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成における基準点測量）

二 測量の地域 富士吉田市新町地区（富士吉田市新町一丁目、二丁目、下吉田一丁目、三丁目、緑ヶ丘一丁目及び富士見一丁目の各一部）

三 測量の期間 令和七年十一月一日から令和九年二月二十八日まで

● 土地区画整理組合の事業基本方針の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業基本方針の変更を認可した。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 組合の名称 富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合

二 事務所の所在地 富士吉田市新西原四丁目九番八号

三 設立認可の年月日 平成二十七年七月三十日

四 施行地区 富士吉田市松山字熊穴及び字下水の入の各一部

五 事業施行予定期間 令和三年度から令和八年度まで

六 変更後の事業施行予定期間 令和八年度から令和十四年度まで

七 変更認可の年月日 令和七年十二月二十二日

● 都留都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 都市計画の種類 都留都市計画道路（三・五・三号 厚原線）
二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
三 縦覧場所

甲府市丸の一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

都留市上谷一丁目一番一号 都留市建設課

縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

そ の 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項及び第一百七十二条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和八年一月八日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎淳一

一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

二 指示の期間 令和八年二月一日から同年五月三十一日まで